# 岐阜県県土整備部及び都市建築部 (公共建築課を除く) 発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県県土整備部及び都市建築部(公共建築課を除く)の各機関が発注する建設工事のうち、担い手確保のため建設現場環境改善モデル工事(以下、「モデル工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (モデル工事)

第2条 モデル工事とは、下記内容を実施する工事のことをいう。

#### (1) 「快適トイレ」

現場作業員のため工事現場に設置した男女ともに快適に使用できる仮設トイレのことをいい、【別表 - 1】に示す「快適トイレ」の仕様をすべて満たすこと。但し、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、男女別の快適トイレの設置を標準とする。

#### (2)「快適休憩所」

快適な作業員休憩所のことをいい、【別表 - 2】に示す「快適休憩所」の仕様をすべて満たすこと。但し、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、女性に配慮するよう努めなければならない。

#### (3)「標準的な現場環境改善|

仮設備、営繕や安全関係で現場環境を改善するほか、建設事業の住民広報など 地域との連携の下で現場環境改善を行うもので、【別表 - 3】に示す「標準的な現 場環境改善」のうち計上費目(①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域 連携)ごとに1内容ずつと、いずれかの計上費目1内容の合計5つの内容を実施 する。

### (対象工事)

第3条 県土整備部及び都市建築部(公共建築課を除く)の各機関が発注する建設工事 (ただし、災害復旧工事及び維持工事等で実施が困難な工事を除く。)のうち、発注機 関の長が必要と認めた工事で設計金額が5,000万円以上の工事は、発注時からモデル 工事(以下、「発注者指定型モデル工事」という)とする。

なお、契約後に受注者から申し入れがあった場合は、受発注者の協議によりモデル 工事(以下、「**受注者申入れモデル工事**」という)として適用できるものとする。

#### (実施内容)

第4条 各モデル工事については、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発注者指定型モデル工事

設計金額が 5,000 万円以上の工事は、原則として「快適トイレ」、「快適休憩所」 及び「標準的な現場環境改善」すべてを実施する。

(2) 受注者申入れモデル工事

受注者申し入れにより「快適トイレ」、「快適休憩所」及び「標準的な現場環境 改善」の中から、1つ以上を選択して実施する。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第5条 モデル工事を発注する現地機関の長は、入札公告、指名通知及び特記仕様書に おいてモデル工事であるという旨を以下のとおり記載する。

#### 入札公告への記載例(一般競争入札の場合)

- 1. 一般競争入札に付する工事
  - ( )本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部及び都市建築部(公共建築課を除く)発注の建 設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

## 指名通知への記載例(指名競争入札の場合)

#### 15. その他

( )本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部及び都市建築部(公共建築課を除く)発注の建 設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

#### 特記仕様書への記載例

#### 第○条 建設現場環境改善工事の実施

( )本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。 詳細は「岐阜県県土整備部及び都市建築部(公共建築課を除く)発注の建 設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

#### (実施の確認)

- 第6条 受注者は、モデル工事を実施するにあたり、下記の書類を発注者に提出しなければならない。
  - (1)受注者は、工事着手前に監督員と協議し、その内容を基に「現場環境改善に関する実施計画書」【様式1】を作成のうえ、監督員に提出するものとする。 なお、現場環境改善の実施が困難な場合は、工事着手前に監督員と協議するものとする。
  - (2)受注者は、工事完了までに「現場環境改善に関する実施報告書」【様式2】及び 現場環境改善に関する実施状況写真【様式3】を監督員に提出するものとする。

(3)受注者は、モデル工事のために必要な施設や設備に要した費用について、それを証明できる書類(取引伝票や見積書等)を保管するとともに、監督員から請求があった場合、ただちに提示するものとする。

### (経費の計上)

第7条 各モデル工事については、それぞれ以下のとおり経費を計上するものとする。 但し、施工箇所が点在する工事にてモデル工事を実施する場合は、現場実施状況 に応じて適切に対応すること。

## (1) 発注者指定型モデル工事

当初設計において、現場環境改善費に「快適トイレ」を1基積上げ計上すると 共に、現場環境改善費率により「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」に 係る経費を計上する。

- (2) 受注者申入れモデル工事
  - ①「快適トイレ」を実施する場合

設計変更において、現場環境改善費に「快適トイレ」を積み上げ計上する。

②「快適休憩所」を実施する場合

設計変更において、5,000万円以上の工事については、現場環境改善費率により「快適休憩所」に係る経費を計上する。但し、設計金額が5,000万円未満の工事では、積み上げ計上とし、その財源は県単独費にて対応する。

③「標準的な現場環境改善」を実施する場合

設計変更において、5,000万円以上の工事については、現場環境改善費率により「標準的な現場環境改善」に係る経費を計上する。

但し、設計金額が5.000万円未満の工事のみ本内容の単独実施を認める。

#### (工事評点の取り扱い)

第8条 モデル工事として計画し実施計画書に記載した環境改善の項目については、工事 成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

また、受注者の責によらずモデル工事の実施が困難となった場合においては、それを 理由とした工事成績評定の減点は行わない。

#### (熱中症対策)

第9条 現場における熱中症の予防を推進するため、最高気温が28度以上となる真夏日 を工期に含む工事において標準的な現場環境改善を実施する場合は、1つ以上の熱中症 予防に関連する内容を実施するものとする。

#### (その他)

第10条 受注者は、発注者がモデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をする こと。また、この要領に定めにない事項については、受発注者の協議により定めるもの とする。

# 附則

- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年2月26日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 【別表-1】「快適トイレ」

### 仕様は下記1,2とする

- 1. 快適トイレに求める標準仕様
  - ① 洋式便座
  - ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
  - ③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること)
  - ④ 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)
- 仕 (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
  - ⑤ 照明設備
  - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)
- 様 | 2. 快適トイレとして活用するために備える付属品
  - ① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
  - ② 入口の目隠しの設置

(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

- ③ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
- ④ 鏡付きの洗面台
- ⑤ 便座除菌シート等の衛生用品

## 推奨する仕様、付属品

- ① 室内寸法 900×900mm 以上(半畳以上)
  - ② 擬音装置

参

老

- ③ フィッティングボード
- ④ フラッパー機能の多重化
  - ⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備
  - ⑥ 小物置場等(トイレットペーパー予備置き場)
- 注1)「推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。
- 注2)快適トイレ(女性用)の導入に当たっては、下記に配慮すること
  - ①全般:女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
  - ②設置位置:女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
  - ③導線の配慮:男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の導線の配慮をする
  - ④ドアの向き:女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の 向きのドアを採用するなどの工夫をする
  - ⑤照明:中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式 にするなどの工夫をする。
  - ⑥室温:トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配 慮をする。

# 【別表-2】「快適休憩所」

# 仕様は下記1,2とする

	1. 作業員休憩所に求める標準仕様						
	①作業員が快適に休憩するのに必要な面積※を有した建物						
	②冷暖房施設						
仕	③電気の引き込み及び照明施設						
	※休憩するのに必要な面積:作業員7名程度まで 4 坪タイプ 12.5m2						
	:作業員 15 名程度まで 8 坪タイプ 25.0m2						
	2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品						
様	① 湯沸かし器						
	② コンセント						
	③ 消火器						
	推奨する仕様、付属品						
	①休憩に必要な机及び椅子や畳等						
	②冷蔵庫						
	③テレビ						
参	④鍵付ロッカー						
	⑤ウォーターサーバー						
	⑥長靴洗浄機						
	⑦空気洗浄機						
考	⑧Wi-Fi 環境						
	⑨シャワー室						
	⑩女性用化粧室						
<u> </u>							

注)「推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。

# 【別表-3】「標準的な現場環境改善」

計上費目		実施する内容	快適休憩所で義務付けられて いる内容
		□ ※ 用水・電力等の供給設備	・休憩所へ電気の引き込み ・コンセント
		□ 緑化・花壇	
	① (仮設備関係)	□ ライトアップ施設	
現		□ 見学路および椅子の設置	
		□ 昇降施設の充実	
場		□ 環境負荷の低減	
環		□ 現場事務所の快適化	・女性用更衣室の設置含む
		□ 労務宿舎の快適化	
境		□ デザインボックス	
改	② (営繕関係)	(交通誘導警備員待機室)	
善善		□ ※ 現場休憩所の快適化	・湯沸し器、消化器の設置
		□ 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
		□ 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ	
	③ (安全関係)	(電光式標識等)	
		□ 盗難防止対策(警報機等)	
		□ ※ 避暑(熱中症予防)・防寒対策	・休憩所に冷暖房施設設置
		□ 完成予想図	
		□ 工法説明図	
④地域連携		□ 工事工程表	
		□ デザイン工事看板	
		(各種事業の P R 看板を含む) □ 見学所 (インフォメーションセンター) の設	
		□ 見子所(インフォメーションセンダー)の設 置及び管理運営	
		□ パンフレット・工法説明ビデオ	
		□ 地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
		□ 社会貢献	

- 注1) 快適休憩所を実施した場合、上記※の3つを実施したこととみなす。
- 注2)上表の4つの計上費目(①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域連携)ご とに1内容ずつと、いずれかの計上費目1内容の合計5つの内容を実施する。
- 注3) 工事規模や地域の状況に応じた内容を創意工夫し選定することとし、計上費用相当 以上の内容を実施すること。